

沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領

(目的)

第1条 設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定め、適正な業務の執行を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は沖縄県農林水産部が発注する建設工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計変更

沖縄県建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第18条及び19条等の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

(2) 変更契約

設計変更に基づき請負代金額又は工期を改訂する契約をいう。

(3) 軽微な設計変更

- ・ 工事の基本的内容に重大な影響を及ぼさないもの。
- ・ 構造、工法、位置、断面、施行範囲の変更で重要でないもの。
- ・ 変更見込金額又は変更見込金額の累計額が、当初請負代金額の±20%未満かつ±2,000万円未満の設計変更。ただし、当初請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は100万円を上限とする設計変更。

(4) 重要な設計変更

- ・ 当該工事の基本的内容に重大な影響を及ぼすもの。
- ・ 構造、工法、位置、断面、施行範囲の変更で重要なもの。
- ・ 変更見込金額又は変更見込金額の累計額が当初請負代金額の±20%以上または±2,000万円以上の設計変更。ただし、当初請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は除く。

(5) 契約担当者

知事又はその委任を受けて契約を締結する者。本庁にあっては、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（部長、統括監及び課長）、かいにあっては、出先機関の長（センター所長、課長、事務所長）

(6) 出先機関の長

農林水産振興センターにおいては、予定価格5,000万円以上の場合はセンター所長、5,000万円未満は課長。事務所においては事務所長。

(7) 主務課長

本庁において契約事務を分掌する課長。

(設計変更審査会)

第4条 重要な設計変更及び設計変更全般に関する審査を行うため、設計変更審査会を置く。

2 設計変更審査会の構成及会務は次の各号による。

- (1) 審査会は会長及び審査委員をもって構成する。
- (2) 審査会長は農林水産振興センターにおいてはセンター所長、事務所においては事務所長とする。審査委員は、審査会長が定める者をもって充てる。
- (3) 会長は、審査会の会務を総括する。
- (4) やむを得ず会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、審査委員がその職務を代理する。
- (5) 審査会は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。

(設計変更の適用基準)

第5条 設計変更の適用基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- (6) 新工法の採用又はその他の理由により工法を変更する場合。
- (7) 他事業に起因する事由又は関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合。
- (8) その他 契約書第20条（工事の中止）、第21条（乙の請求による工期の延期）、第22条（甲の請求による工期の短縮）、第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）等の要因が生じて工期又は請負代金額等に変更が生じる場合。

(設計変更の適用範囲)

第6条 設計変更により処理できる範囲は、当初請負代金額の±20%未満かつ2,000万円未満の変更の場合。ただし、当初請負代金額の20%が100万円に満たない場合は100万円まで増額できる。それ以外は原則として別途契約とする。

2 前項の範囲を超える場合であって、現に契約中の建設工事と分離して施行することが困難な場合で第8条2項により承認を得られたもの。

(軽微な設計変更の手続き)

第7条 軽微な設計変更が生じた場合、様式1により、出先機関の長の承認（押印）を受けた後、受注者に通知し了解（押印）を得るものとする。

- 2 本庁契約に係る建設工事について前項に規定する設計変更を行った場合は、様式 2 により、本庁主務課長を介して契約担当者に報告を行うものとする。

(重要な設計変更の手続き)

- 第 8 条 重要な設計変更を行う場合には、様式 3 により設計変更審査会にその適否を諮るものとする。
- 2 前項に規定する設計変更を行う場合、かい庁契約の工事については様式 4、本庁契約の工事については様式 4 の 1 により設計変更事前承認申請を行い、様式 5 により契約担当者の承認を得るものとする。
 - 3 前項により承認を得た後、様式 1 により受注者に通知し了解（押印）を得るものとする。

(設計変更全般に関する審査等)

- 第 9 条 重要な設計変更のほか、設計変更全般に関する審査が必要な場合は、様式 3 の 1 により設計変更審査会に付すこととする。

(変更契約の手続き)

- 第 10 条 設計変更が生じた時は、原則としてその都度、様式 6、様式 7 及び様式 7 の 1 により、変更契約を延滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更については、第 7 条第 1 項及び第 2 項の手続きを行ったうえで、変更契約を工期末（国庫債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行うことができる。
- 2 契約書第 20 条第 3 項、第 21 条に基づき、工期のみ変更する場合は、様式 6 及び様式 7 により、変更契約を行うものとする。
 - 3 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和 47 年 5 月 15 日条例第 13 号）に規定する工事については、当該条例に基づく必要な手続きを経たうえで変更契約に着手するものとする。

(監督員の責務)

- 第 11 条 監督員とは、主任監督員、現場監督員を総称していう。
- 2 現場監督員は、受注者より契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行った結果、該当する事実の確認を書面により求められた場合は、調査を行い、主任監督員に報告するものとする。
また、現場監督員自ら契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に関する事実を発見した場合についても、発注者の発議により同様の手続きを行うものとする。
 - 3 主任監督員は、変更の内容を掌握し、当該変更が予算の範囲内であることを確認したうえで、軽微な変更の場合は出先機関の長の承認後、重要な変更の場合は設計変更審査会及び契約担当者の承認を得た後、現場監督員を通じて様式 1 により受注者に通知し了解（押印）を得るものとする。

(設計変更に伴う現場の着手)

第12条 設計変更に伴う現場の着手については、原則として、第10条に基づく手続きを終了したのちに着手の指示を行うものとする。

なお、軽微な設計変更に伴うものについては、第7条第1項の手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。

(変更請負代金額の算出)

第13条 変更請負代金額の算出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 変更請負代金額は、変更工事価格に請負比率を乗じた額（請負相当額）と変更消費税額を加えた額とする。

「変更請負代金額＝変更工事価格×請負比率＋変更消費税額」

- (2) 請負相当額は、原則として千円止めとし、千円以下は切り捨てる。

- (3) 請負比率の積算は次式により算出する。

請負比率＝当初請負額（消費税込み）÷当初設計額（消費税込み）

請負比率の少数位は次表による。

変 更 設 計 額	最 終 少 数 位
100万円未満	少数点以下第4位
100万円以上	〃 5位
1,000万円以上 10,000万円未満	〃 6位
10,000万円以上 100,000万円未満	〃 7位

・最終少数位以下四捨五入とする。

・100,000万円以上の算出については調整額の最終位千円止めに影響ないように少数位を定めること。

(その他)

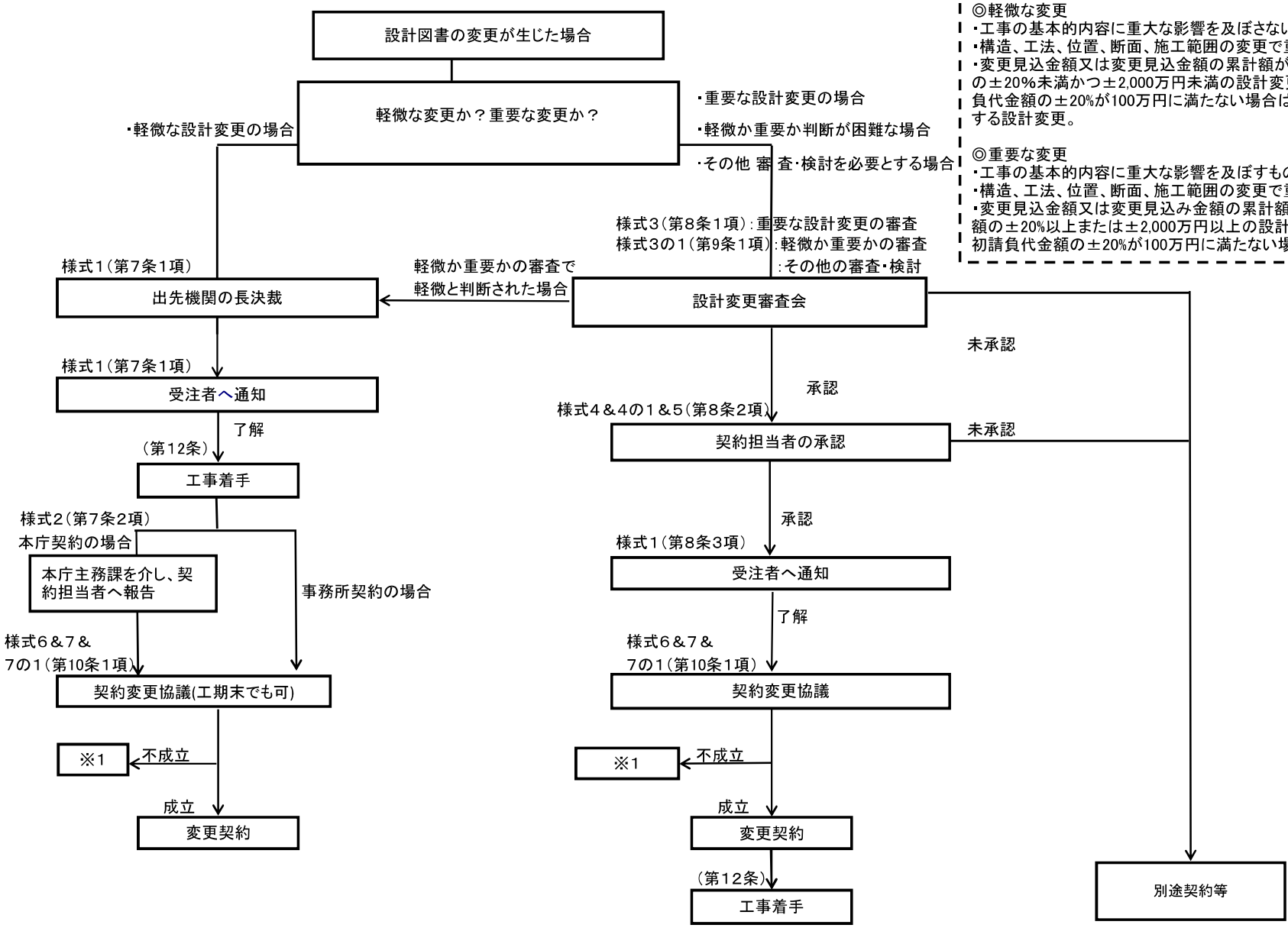
第14条 本要領に定めがない事項については、沖縄県建設工事請負契約書、共通仕様書等によるものとする。

附 則

1 本要領は、平成25年6月1日以降予算執行伺いを決裁する工事及び設計変更の手続きを行う工事から適用する。

2 工事設計図書等作成要領（平成14年度版）中の「第3章 設計変更要領Ⅱ設計変更に伴う契約変更の取扱要領」は平成25年5月31日をもって廃止する。

設計変更手続きフロー



◎軽微な変更
 ・工事の基本的内容に重大な影響を及ぼさないもの。
 ・構造、工法、位置、断面、施工範囲の変更で重要でないもの。
 ・変更見込金額又は変更見込み金額の累計額が、当初請負代金額の±20%未満かつ±2,000万円未満の設計変更。ただし、当初請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は100万円を上限とする設計変更。

◎重要な変更
 ・工事の基本的内容に重大な影響を及ぼすもの。
 ・構造、工法、位置、断面、施工範囲の変更で重要なもの。
 ・変更見込金額又は変更見込み金額の累計額が当初請負代金額の±20%以上または±2,000万円以上の設計変更。ただし、当初請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は除く。

※1 協議開始14日以内に受注者との協議が整わない場合、建設工事請負契約書に基づき手続きを進めること。
 その場合においては、その状況を必ず本庁主務課へ報告すること

設計変更要領様式

平成25年6月

沖縄県農林水産部

様式1(第7条第1項:軽微な設計変更及び第8条第3項:重要な設計変更)

第 回設計変更打合せ簿

発議者	発注者	発議年月日	平成 年 月 日		
工事名					
受注者名					
当初請負代金額 (内消費税額)	(0 円)				
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額)	円	工期	現工期	平成 年 月 日	日間
			変更工期	平成 年 月 日	
増減比率	#DIV/0!	%		平成 年 月 日	日間
(内容)					
添付図面 (変更数量表 枚、変更図面 枚)					
処理・回答	受注者	上記について			
		<input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 別途(□回答)します。 (コメント)			
		平成 年 月 日			

※2部作成し、発注者受注者それぞれ1部ずつ保管する。

受注者	現場代理人	主任技術者 (監理技術者)

センター 所長	課長 (所長)	担当班長	主任 監督員	現場 監督員	現場技術 員

様式2(第7条第2項:本庁契約工事の軽微な設計変更)

(本庁主務課)
課長 殿

(出先機関)

設計変更の報告について (第 回)

下記の工事について、受注者との設計変更が整いましたので沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第7条第2項に基づき、報告致します。

記

工事名称：

工事場所：

受注者：

変更内容：

契約担当者	課長	副参事	班長	担当

様式3(第8条第1項:重要な設計変更)

設計変更伺い

下記の建設工事において、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第1項の規定に基づき設計変更したいので、理由を添えて伺います。

平成 年 月 日

印

記

工事名											
工事場所											
受注者											
当初請負代金額(A) (内消費税相当額)		(0 円)									
回数	概算増減額(B)	累積概算増減額(C)	当初請負代金額に対する比率								
			B/A			C/A(累計)					
第1回変更	円	0 円	#DIV/0!			#DIV/0!					
第2回変更	円	0 円	#DIV/0!			#DIV/0!					
第3回変更	円	0 円	#DIV/0!			#DIV/0!					
第4回変更	円	0 円	#DIV/0!			#DIV/0!					
工期	当初	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	日間
	変更	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	日間
設計変更の内容											
施工理由											

【注1】 施工理由には別途契約できない理由も記載すること。

設計変更審査会決裁欄

センター 所長	課長	所長	副参事	総括	班長	班長	班長	班長	班長

審査意見

上記、建設工事における設計変更を認める。

平成 年 月 日

設計変更審査会長 印

設計変更に係る審査(検討)伺い

下記の建設工事において、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第9条第1項の規定に基づき審査(検討)を依頼したいので、理由を添えて伺います。

平成 年 月 日

印

記

工事名				
工事場所				
受注者				
当初請負代金額(A) (内消費税相当額)		(0 円)		
回数	概算増減額(B)	累積概算増減額(C)	当初請負代金額に対する比率	
			B/A	C/A(累計)
第1回変更	円	0 円	#DIV/0!	#DIV/0!
第2回変更	円	0 円	#DIV/0!	#DIV/0!
第3回変更	円	0 円	#DIV/0!	#DIV/0!
第4回変更	円	0 円	#DIV/0!	#DIV/0!
工期	当初	平成	年	月 日
	変更	平成	年	月 日
審査(検討)内容				
設計変更の内容				
施工理由				

【注1】 施工理由には別途契約できない理由も記載すること。

設計変更審査会決裁欄

センター 所長	課長	所長	副参事	総括	班長	班長	班長	班長	班長

審査(検討)結果

平成 年 月 日

設計変更審査会長 印

様式4(第8条第2項:かい庁契約工事の重要な設計変更)

課長	班長	主任監督員	監督員

工事設計変更事前承認について

平成 年 月 日付で契約した下記工事について、設計変更したいので、「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項」により、契約担当者の事前承認を申請します。

記

工事名			
工事場所			
元請負代金額	円	増減額	円
変更見込み 請負代金額	円	増減率	%
元工期	自 平成 年 月 日	増減日数	日間
	至 平成 年 月 日(日間)		
変更見込工期	自 平成 年 月 日		
	至 平成 年 月 日(日間)		
変更理由			
上記の設計変更について下記のおり回答します。			
(契約担当者)			印
指示事項 沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項に基づき承認する。			

添付資料:様式3「設計変更伺い」

様式4の1(第8条第2項:本庁契約工事の重要な設計変更)

第 年 月 日
平成 年 月 日

契約担当者
殿

所長(課長)
(公 印 省 略)

工 事 設 計 変 更 事 前 承 認 に つ い て

平成 年 月 日付で契約した下記工事について、設計変更したいので、「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項」により、契約担当者の事前承認を申請します。

記

工 事 名			
工事場所			
元請負代金額	円	増減額	円
変更見込み 請負代金額	円	増減率	%
元 工 期	自 平成 年 月 日	増減日数	日間
	至 平成 年 月 日(日間)		
変更見込工期	自 平成 年 月 日		
	至 平成 年 月 日(日間)		
変更理由			

添付資料:様式3「設計変更伺い」

様式5(第8条第2項:重要な設計変更)

第 号
平成 年 月 日

所長(課長)
殿

契約担当者
(公印省略)

工事設計変更事前承認について

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記工事の設計変更について沖縄県
農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項に基づき承認する。

記

工 事 名 :

様式6(第10条第1項及び第2項:変更契約の手続き)

○ ○ 第 号
平成 年 月 日

(受注者)住 所

商 号

氏 名

殿

沖縄県知事

印

工事設計変更協議について

平成 年 月 日付で契約した次の工事について、建設工事請負契約書第○条の規定に基づき下記のとおり協議を行いますので通知します。

工 事 名 :

記

1 協 議 日 時 :

2 協 議 場 所 :

3 協 議 内 容 :

様式7(第10条第1項及び第2項:変更契約の手続き)

工事設計変更協議書			
沖縄県知事		受注者	
下記工事の契約内容を変更することを協議します。 平成 年 月 日			
工 事 名			
工 事 場 所			
元請負代金額	円	増減額	0 円
変更請負代金	円		
元 工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (日間)	増 減 日 数	0 日間
変 更 工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (日間)		
記 事			

工期のみの変更も、請負代金額の増減額を「0円」として、この様式を使用する。

様式7の1(第10条第1項及び第2項:変更契約の手続き)

変更箇所対照表							
工 種	区 分	細 目	元 設 計		変 更 設 計		摘 要
			数 量	単 位	数 量	単 位	

細目レベルで変更のある箇所を記入する。

設計変更要領様式
【記入例】

平成25年6月

沖縄県農林水産部

第 回設計変更打合せ簿

発議者	発注者	発議年月日	平成 24年 8月 15日		
工事名	〇〇〇〇 建設工事				
受注者名	△△建設株式会社				
当初請負代金額 (内消費税額)	21,000,000 (1,000,000 円)				
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額)	3,150,000 円 (150,000 円)	工期	現工期	平成 24年 6月 1日	200 日間
増減比率	15.0 %		変更工期	平成 年 月 日	
(内容) 設計変更の内容 平成24年8月10日付け工事打合せ簿 件名「工事測量結果と現地の相違について」で報告があったことについて、調査を行ったところ、設計図書と現地の相違が確認されましたので、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第7条第1項の規定に基づき、NO〇〇～NO〇〇、についての設計図書を別添のとおり変更します。 概算増額については、上記内容のとおりですが、内訳は下記のとおりです。 また、同要領第10条による請負代金額の変更契約は、後日集約のうえ行います。 概算増額内訳(※詳細は別紙参照) ・基盤切盛 -210,000 円(減額1.0%) ・基盤(岩)切盛 3,360,000 円(増額16.0%) 合計 3,150,000 円 添付図面 (変更数量表3枚、変更図面3枚、概算増額内訳表2枚)					
処理・回答	受注者	上記について			
		<input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 別途(口回答)します。 (コメント)			
平成 24年 8月 16日					

※2部作成し、発注者受注者それぞれ1部ずつ保管する。

受注者	現場代理人	主任技術者(監理技術者)	センター所長	課長(所長)	担当班長	主任監督員	現場監督員	現場技術員

第 回設計変更打合せ簿

発議者	発注者	発議年月日	平成 24年 8月 15日		
工事名	〇〇〇〇 建設工事				
受注者名	△△建設株式会社				
当初請負代金額 (内消費税額)	21,000,000 (1,000,000 円)				
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額)	円	工期	現工期	平成 24年 6月 1日	200
			変更工期	平成 25年 2月 20日	日間
増減比率	(0 円)			平成 年 月 日	
	0.0 %			平成 年 月 日	日間
(内容)					
設計変更の内容					
平成24年8月10日付け工事打合せ簿 件名「工事測量結果と現地の相違について」で					
報告があったことについて、調査を行ったところ、設計図書と現地の相違が確認されました					
ので、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第7条第1項の規定に基づき、NO〇〇～					
NO〇〇、についての設計図書を別添のとおり変更します。					
ただし、運土計算等に時間を要していることから、概算額の確定に至っておりません。					
概算額については、別紙変更数量総括表のとおり、基盤切盛〇〇m ³ の減、基盤(岩)切盛					
〇〇m ³ の増等などから軽微な変更の手続きの範囲と想定されます。					
なお、概算増額については、平成〇年〇月〇日迄に提示を行う予定です。					
【解説】					
現場条件の変更等に伴い土工数量の変更が生じる場合、新たに運土計算等の作業					
が必要となり、概算増減額の把握に時間を要することが想定される。原則、軽微な変					
更手続きを行う場合は、概算増減額の提示を行い請負者の了解を得るものとするが、					
当該変更が軽微な変更該当することが明らかで、かつ請負者の了解が得られる場					
合に限り、概算増減金額の記載がなくても、軽微な変更を行うことができるものとする。					
ただし、概算額提示予定時期を必ず記載し、請負者の押印(了解)を得ることとする。					
また、発注者は概算増減額の早期の確定に努め、確定しだい請負者に本様式で					
了解を得るものとする(※記入例2の2参照)。					
処理・回答	受注者	上記について			
		<input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 別途(口回答)します。 (コメント)			
					平成 24年 8月 16日

※2部作成し、発注者受注者それぞれ1部ずつ保管する。

受注者	現場代理人	主任技術者(監理技術者)	センター所長	課長(所長)	担当班長	主任監督員	現場監督員	現場技術員

第 回設計変更打合せ簿

発 議 者	発注者	発議年月日	平成 24年 8月 15日		
工 事 名	〇 〇 〇 〇 建設工事				
受 注 者 名	△△建設株式会社				
当初請負代金額 (内消費税額)	21,000,000 (1,000,000 円)				
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額)	3,150,000 円 (150,000 円)	工期	現工期	平成 24年 6月 1日	200 日間
増 減 比 率	15.0 %		変更工期	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(内容)					
設計変更の内容					
平成24年8月15日付け第〇回設計変更打合せ簿で軽微な変更変更手続きをおこなった件について、概算増額が確定したので報告します。					
なお、同要領第10条による請負代金額の変更契約は、後日集約のうえ行います。					
添付図面 ・(概算額内訳表 3枚)					
処 理 ・ 回 答	受 注 者	上記について			
		<input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 別途(口回答)します。 (コメント)			
					平成 24年 8月 28日

※2部作成し、発注者受注者それぞれ1部ずつ保管する。

受注者	現 場 代理人	主任技術者(監理技術者)	センター所長	課長(所長)	担当班長	主 任 監督員	現 場 監督員	現場技術員

第 回設計変更打合せ簿

発 議 者	発注者	発議年月日	平成 24年 8月 15日		
工 事 名	〇 〇 〇 〇 建設工事				
受 注 者 名	△△建設株式会社				
当初請負代金額 (内消費税額)	105,000,000 (5,000,000 円)				
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額) 増減比率	19,950,000 円 (950,000 円) 19.0 %	工期	現工期 変更工期	平成 24年 6月 1日 平成 25年 2月 20日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	200 日間 日間
(内容)					
設計変更の内容					
平成24年8月10日付け工事打合せ簿 件名「工事測量結果と現地の相違について」で					
報告があったことについて、調査を行ったところ、設計図書と現地の相違が確認されました					
ので、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第3項の規定に基づきNO 〇〇					
～NO 〇〇、についての設計図書を別添のとおり変更します。					
概算増額については、上記内容のとおりですが、内訳は下記のとおりです。					
なお、変更契約の手続きは同要領第10条に基づき早急に行います。					
概算増額内訳(※詳細は別紙参照)					
・基盤切盛 -1,050,000 円(減額1.0%)					
・基盤(岩)切盛 21,000,000 円(増額18.1%) ←増額が2,000万円以上なので重変に該当					
合計 19,950,000 円					
※軽変か重変の判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額(比率)ではない。					
添付図面 ・(変更数量表3枚、 変更図面3枚, 概算増額内訳表2枚)					
処 理 ・ 回 答	受 注 者	上記について			
		■了解 □別途(□回答)します。 (コメント)			
					平成 24年 8月 16日

※2部作成し、発注者受注者それぞれ1部ずつ保管する。

受注者	現 場 代理人	主任技術 者(監理技 術者)	センター所長	課長 (所長)	担当班長	主 任 監督員	現 場 監督員	現場技術 員

第 回設計変更打合せ簿

発 議 者	発注者	発議年月日	平成 24年 8月 15日		
工 事 名	〇 〇 〇 〇 建設工事				
受 注 者 名	△△建設株式会社				
当初請負代金額 (内消費税額)	21,000,000 (1,000,000 円)				
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額) 増減比率	3,150,000 円 (150,000 円) 15.0 %	工期	現工期 変更工期	平成 24年 6月 1日 平成 25年 2月 20日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	200 日間 日間
(内容)					
設計変更の内容					
平成24年8月10日付け工事打合せ簿 件名「工事測量結果と現地の相違について」で					
報告があったことについて、調査を行ったところ、設計図書と現地の相違が確認されました					
ので、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第3項の規定に基づきNO 〇〇					
～NO 〇〇、についての設計図書を別添のとおり変更します。					
概算増額については、上記内容のとおりですが、内訳は下記のとおりです。					
なお、変更契約の手続きは同要領第10条に基づき早急に行います。					
概算増額内訳(※詳細は別紙参照)					
・基盤切盛 -1,850,000 円(減額9.0%)					
・基盤(岩)切盛 5,000,000 円(増額23.8%)←増額の比率が20%以上なので重変に該当					
合計 3,150,000 円					
※軽変か重変の判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額(比率)ではない。					
添付図面 ・(変更数量表3枚、 変更図面3枚, 概算増額内訳表2枚)					
処 理 ・ 回 答	受 注 者	上記について			
		■了解 □別途(□回答)します。 (コメント)			
					平成 24年 8月 16日

※2部作成し、発注者受注者それぞれ1部ずつ保管する。

受注者	現 場 代理人	主任技術者(監理技術者)	センター所長	課長(所長)	担当班長	主 任 監督員	現 場 監督員	現場技術員

(本庁主務課)
〇〇〇〇課長 殿

(出先機関)
〇〇農林土木事務所長

設計変更の報告について (第〇〇回)

下記の工事について、受注者との設計変更が整いましたので沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第7条第2項に基づき、報告致します。

記

工 事 名 称 : 〇〇工事

工 事 場 所 : 〇〇地区

受 注 者 : (株)〇〇土建 代表取締役 〇〇 〇〇

変 更 内 容 : 別添参照

契 約 担当者	課長	副参事	班長	担当

設計変更伺い

下記の建設工事において、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第1項の規定に基づき設計変更したいので、理由を添えて伺います。

平成25年 ○○月 ○○日
南部農林土木事務所
○○○○○班長 ○○ ○○ 印

記

工事名	○○工事			
工事場所	○○地区			
受注者	(株)○○土建 代表取締役 ○○ ○○			
当初請負代金額(A) (内消費税相当額)			84,000,000 (4,000,000 円)	
回数	概算増減額 (B)	累積概算増減額 (C)	当初請負代金額に対する比率	
			B/A	C/A (累計)
第1回変更	10,500,000 円	10,500,000 円	13%	13%
第2回変更	7,350,000 円	17,850,000 円	9%	21%
第3回変更	円	17,850,000 円	0%	21%
第4回変更	円	17,850,000 円	0%	21%
工期	当初	平成25年○○月○○日 ~ 平成26年○○月○○日		○○○ 日間
	変更	平成25年○○月○○日 ~ 平成26年○○月○○日		○○○ 日間
設計変更の内容				
施工理由				

【注1】 施工理由には別途契約できない理由も記載すること。

設計変更審査会決裁欄

センター 所長	課長	所長	副参事	総括	班長	班長	班長	班長	班長

審査意見

変更対象箇所は、当初請負工事箇所と不可分と判断される。

上記、建設工事における設計変更を認める。

平成 年 月 日
○○○○○事務所
設計変更審査会長 印

設計変更に係る審査(検討)伺い

下記の建設工事において、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第9条第1項の規定に基づき審査(検討)を依頼したいので、理由を添えて伺います。

平成25年 ○○月 ○○日
南部農林土木事務所
○○○○○班長 ○○ ○○ 印

記

工事名	○○工事			
工事場所	○○地区			
受注者	(株)○○土建 代表取締役 ○○ ○○			
当初請負代金額(A) (内消費税相当額)			84,000,000 (4,000,000 円)	
回数	概算増減額(B)	累積概算増減額(C)	当初請負代金額に対する比率	
			B/A	C/A(累計)
第1回変更	10,500,000 円	10,500,000 円	13%	13%
第2回変更	7,350,000 円	17,850,000 円	9%	21%
第3回変更	円	17,850,000 円	0%	21%
第4回変更	円	17,850,000 円	0%	21%
工期	当初	平成25年○○月○○日 ~ 平成26年○○月○○日		○○○ 日間
	変更	平成25年○○月○○日 ~ 平成26年○○月○○日		○○○ 日間
審査(検討)内容 当該設計変更が軽微か重要かの審査				
設計変更の内容				
施工理由				

【注1】 施工理由には別途契約できない理由も記載すること。

設計変更審査会決裁欄

センター 所長	課長	所長	副参事	総括	班長	班長	班長	班長	班長

審査(検討)結果

当該設計変更の内容は○○標準断面の全面変更を伴うことから、重要設計変更として扱う。

平成25年 ○○月 ○○日
○○○○○事務所
設計変更審査会長 印

様式4(第8条第2項:かい庁契約工事の重要な設計変更)

様式4
【記入例】

課長	班長	主任監督員	監督員

工事設計変更事前承認について

平成 年 月 日付で契約した下記工事について、設計変更したいので、「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項」により、契約担当者の事前承認を申請します。

記

工事名	〇〇工事		
工事場所	〇〇地区		
元請負代金額	84,000,000 円	増減額	17,850,000 円
変更見込み 請負代金額	101,850,000 円	増減率	21 %
元工期	自 平成25年〇〇月〇〇日	増減日数	〇〇 日間
	至 平成26年〇〇月〇〇日(〇〇日間)		
変更見込工期	自 平成25年〇〇月〇〇日		
	至 平成26年〇〇月〇〇日(〇〇日間)		
変更理由			
上記の設計変更について下記のおり回答します。			
(契約担当者) センター所長名			印
指示事項 沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項に基づき承認する。			

添付資料:様式3「設計変更伺い」

〇〇第 号
平成 年 月 日

農林水産部長
〇〇〇〇 殿

〇〇農林土木事務所長
〇〇〇〇
(公印省略)

工事設計変更事前承認について

平成 年 月 日付で契約した下記工事について、設計変更したいので、「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項」により、契約担当者の事前承認を申請します。

記

工事名	〇〇工事		
工事場所	〇〇地区		
元請負代金額	84,000,000 円	増減額	17,850,000 円
変更見込み 請負代金額	101,850,000 円	増減率	21 %
元工期	自 平成25年〇〇月〇〇日	増減日数	〇〇 日間
	至 平成26年〇〇月〇〇日(〇〇日間)		
変更見込工期	自 平成25年〇〇月〇〇日		
	至 平成26年〇〇月〇〇日(〇〇日間)		
変更理由			

添付資料:様式3「設計変更伺い」

様式5(第8条第2項:重要な設計変更)

様式5
【記入例】

〇〇第 号
平成〇年〇月〇日

〇〇農林土木事務所長
〇〇〇〇殿

農林水産部長
〇〇〇〇
(公印省略)

工事設計変更事前承認について

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記工事の設計変更について沖縄県
農林水産部建設工事設計変更要領第8条第2項に基づき承認する。

記

工 事 名 : 〇〇地区畑地かんがい施設工事

〇 〇 第 〇 号
平成 〇 年 〇 月 〇 日

(受注者) 住 所 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
商 号 〇〇建設株式会社
氏 名 代表取締役 建設太郎 殿

沖縄県知事 〇 〇 〇 〇

印

工事設計変更協議について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で契約した次の工事について、建設工事請負契約書第23条の規定に基づき下記のとおり協議を行いますので通知します。

工 事 名 : 〇 〇 〇 〇 建設工事

記

- 1 協 議 日 時 : 平成 年 月 日 () 時 分
- 2 協 議 場 所 : 〇〇農林土木事務所 会議室
- 3 協 議 内 容 : 別紙のとおり

工事設計変更協議書			
沖縄県知事		受注者	
<p style="text-align: center;">下記工事の契約内容を変更することを協議します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>			
工 事 名	○○工事		
工 事 場 所	○○地区		
元請負代金額	84,000,000 円	増減額	17,850,000 円
変更請負代金	101,850,000 円		
元 工 期	自 平成 25年 ○月 ○日 至 平成 26年 ○月 ○日 (○日間)	増 減 日 数	○ 日間
変 更 工 期	自 平成 25年 ○月 ○日 至 平成 26年 ○月 ○日 (○日間)		
記 事	<div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dotted black; border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>		

工期のみの変更も、請負代金額の増減額を「0円」として、この様式を使用する。

